

- 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

ア 申請主体： 離島(※)を有する地方公共団体(都道府県、市町村及びそれらの連携主体)

※離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備(当該離島内の局舎設備を含む。)及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備(両端の陸揚局等の局舎設備を含む。)を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和7年度まで

エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額(赤字の場合のみ)

オ 負担割合：

国 1/2	地方公共団体(※) 1/2
----------	------------------

※ 市町村の負担について、特別交付税措置(措置率0.8)が講じられる予定。

イメージ図

